## 令和6年度県政広報テレビ番組(企画番組)放送業務公募実施要領

#### 1 番組の趣旨

香川県が制作した番組を放送し、本県の有する魅力を県内外に発信し、移住と観光の促進につなげる。

## 2 概要

(1) 委託業務名 令和6年度県政広報テレビ番組(企画番組)放送業務

(2) 委託期間 契約締結日~令和7年3月31日

(3) 契約限度額 1,628,000円 (消費税及び地方消費税を含む。)

(4) 委託業務の概要 令和6年度県政広報テレビ番組(企画番組)放送業務仕様書(資料1)のと おり

#### 3 事務を担当する部署

(1) 名称

香川県知事公室広聴広報課 (広報グループ)

(2) 所在地

〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号(県庁本館9階)

(3) 連絡先

電話:087-832-3023 (直通) FAX:087-862-4514

E-mail: kocho@pref.kagawa.lg.jp

#### 4 応募資格

本業務を的確に遂行するに足りる能力を有する者で、次の各号のすべてに該当する者。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体は、本業務の対象者としないものとします。

- (1) 香川県及び岡山県全域を放送エリアとするテレビ放送(地上波)の免許を有する者
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者
- (3) 香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領 (平成 11 年香川県告示第 787 号) に基づ く指名停止措置を現に受けていない者
- (4) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)による再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、次に掲げる者 は、この要件を満たすものとする。
  - ① 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
  - ② 民事再生法に基づく再生計画認可の決定(確定したものに限る。)を受けた者
- (5) 香川県税に滞納のない者

5 応募方法及び応募資格要件の確認結果の通知

応募申込書(様式1)及び応募資格要件に適合することを証明する種類(以下、「応募申込書等」という。)を提出してください。

(1) 提出先及び提出方法

上記3の場所まで持参又は郵送(期間内必着)

(2) 受付期間

令和6年7月19日(金)から令和6年7月26日(金)まで(土・日曜日を除く。) (受付時間) 8:30~12:00、13:00~17:15

(3) その他

応募申込書等を提出した者全員に対し、令和6年7月29日(月)に確認結果を書面で通知します。応募資格要件に適合した者に限り、企画提案書を提出することができます。

## 6 質問の受付

説明会は開催しません。

実施要領等、企画提案に関する質問は、次のとおり受け付けます。

(1) 受付場所

上記3と同じ

(2) 受付期間

令和6年7月19日(金)から令和6年7月26日(金)まで(土・日曜日を除く。) (受付時間) 8:30~12:00、13:00~17:15

(3) 提出方法

質問書(様式4)を使用して、直接持参するか、FAX又は電子メールで提出してください。 なお、電子メールの場合は、件名を「令和6年度県政広報テレビ番組(企画番組)放送業務 に関する質問」としてください。

(4) 回答方法

令和6年7月29日(月)に応募資格要件に適合する者全員に書面で回答します。

(5) その他

企画提案後は、実施要領等に関して不知又は不明であることを理由として異議を申し立てる ことはできません。

#### 7 企画提案書及び見積書の提出

企画提案書は、令和6年度県政広報テレビ番組(企画番組)放送業務企画提案書作成要領(資料2-1)を参照の上、次のとおり提出してください。

- (1) 提出書類
  - ① 企画提案書(様式2) 8部(正本1部、副本7部) ※作成要領(資料2-1)を参照 1事業者につき1案とします。
  - ② 見積書(様式3) 1部

見積金額は消費税及び地方消費税を含めて記載してください。

(2) 提出先及び提出方法

上記3の場所まで持参又は郵送(期間内必着)

(3) 受付期間

令和6年7月29日(月)から令和6年8月9日(金)まで(土・日曜日を除く。) (受付時間) 8:30~12:00、13:00~17:15

(4) その他

期間内に提出がなかった場合は、辞退したものとみなします。

## 8 失格事由

提出された企画提案書が次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があったときは失格となります。

- (1) 提出書類受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- (2) 提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど企画提案書が公募公告で示した要件 に適合しないとき。
- (3) 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- (4) 提案の見積金額が契約限度額を上回るとき。

#### 9 審査及び選定

(1) 選定方法

県に設置する選定委員会において、企画提案内容と見積金額を審査基準(資料3)に従って 審査の上、契約候補者を選定します。審査は書面により行います。

(2) 決定

審査の結果に基づき、契約候補者(1者)を決定します。

(3) 審査結果の通知

審査の当落結果と契約候補者名は、応募者全員に書面で通知します。

審査結果についての異議申立ては一切受け付けません。また、選定に至った経過、理由等の 公表は行いません。

## 10 契約

県は、契約候補者から提出された提案書を参考に協議を行い、契約を締結します。

契約書には、採用した提案内容を明記した仕様書を添付します。

協議が整わない場合又は上記4の応募資格を満たさなくなった場合のほか、事故等の特別な 理由により契約が不可能となった場合は、次点の提案を行った事業者と協議の上、契約を締結 することがあります。

なお、放送用素材の提供が遅れる場合、内容変更の協議を行った上で契約を締結します。

# 11 その他

- (1) 企画提案に要する経費は支給しません。
- (2) 採否にかかわらず、提出された書類は返却しません。
- (3) 提出された書類について受領後の差し替え及び再提出は認めません。
- (4) 提出された書類は、本企画提案以外の目的で応募者に無断で使用することはありません。

# 令和6年度県政広報テレビ番組(企画番組)放送業務 企画提案書作成要領

令和6年度県政広報テレビ番組(企画番組)放送業務の企画提案書は、令和6年度県政広報テレビ番組(企画番組)放送業務公募実施要領を確認の上、次の要領により作成し、必要な書類を提出してください。

## 1 提案書の記入

各項目について、仕様書の趣旨に沿って提案すること。

- (1) 体制及び工程
  - ①体制 業務実施体制等について任意様式で資料添付すること。
  - ②業務工程 素材提供から放送日までの日程及び内容等を記載すること。
- (2) 放送
  - ①放送日時 「〇月〇日(〇曜日)〇時〇分から〇時〇分」のように2テーマ分を記載し、24 時間表記とする。また、再放送がある場合は、カッコ書きで併記すること。
  - ②参考事項 ①で記載した放送曜日及び時間帯の令和5年1月1日~令和5年12 月31日における年間平均個人視聴率を記載し、再放送がある場合は カッコ書きで併記すること。

ただし、全国ネットの特別番組など、特殊要因は除くこと。 なお、前後の番組についても同様に記載し、直近の番組表にある番 組名も記載すること。

## (3) 広報

番組視聴率向上のための広報活動について記載する。

該当欄にレまたは■などのチェックを入れ、時間や期間、回数、場所などが分かるように記載すること。

番宣CMは、放送時間帯の内訳を記載すること。

# (4) その他の工夫

番組に対する意見や感想などを適切にフィードバックする仕組みがあれば記載する。 番組の放送に当たって、その他の提案(放送、広報以外)がある場合に記載する。 該当欄に□または■などのチェックを入れ、内容等が分かるように記載すること。

#### 2 用紙

原則A4判両面使用とし、縦置き(左上とじ)とすること。

#### 3 社名の記載

審査の公正を期すため、提案書の<u>副本7部には社名を記入しないこと</u>。なお、実施体制、体系図等には、応募者の社名を「当社」と記載すること。

## 4 その他

様式に書きされない場合は、適宜、枠を広げて使用し、2枚以上となる場合は、ページ下部 中央にページ番号を記載すること。

また、資料添付は可とするが、概要を様式中の該当項目に記載すること。